上総園　ショートステイ利用料の目安

令和２年４月１日現在

○ １日間利用した場合

要介護度	保険料段階	負担割合	利用料（食費・居住費等含む）
要支援１	第１段階	１割	¥1,898
	第２段階		¥1,988
	第３段階		¥2,738
	第４段階		¥4,176
		２割	¥4,853
		３割	¥5,530
要支援２	第１段階	１割	¥2,038
	第２段階		¥2,128
	第３段階		¥2,878
	第４段階		¥4,316
		２割	¥5,134
		３割	¥5,951
要介護１	第１段階	１割	¥2,112
	第２段階		¥2,202
	第３段階		¥2,952
	第４段階		¥4,390
		２割	¥5,282
		３割	¥6,174
要介護２	第１段階	１割	¥2,188
	第２段階		¥2,278
	第３段階		¥3,028
	第４段階		¥4,466
		２割	¥5,433
		３割	¥6,400
要介護３	第１段階	１割	¥2,270
	第２段階		¥2,360
	第３段階		¥3,110
	第４段階		¥4,548
		２割	¥5,597
		３割	¥6,647
要介護４	第１段階	１割	¥2,347
	第２段階		¥2,437
	第３段階		¥3,187
	第４段階		¥4,625
		２割	¥5,752
		３割	¥6,879
要介護５	第１段階	１割	¥2,422
	第２段階		¥2,512
	第３段階		¥3,262
	第４段階		¥4,700
		２割	¥5,902
		３割	¥7,104

※保険料段階について

単身で１千万円、夫婦で２千万円を超える預貯金等の資産を有する場合は第４段階となります。

【第１段階】

生活保護を受給されている方。
世帯全員及び別世帯の配偶者が市町村民税非課税であり、老齢福祉年金を受給している方。

【第２段階】

世帯全員及び別世帯の配偶者が市町村民税非課税であり、本人の合計所得金額と年金収入の合計が８０万円以下の方。

【第３段階】

世帯全員及び別世帯の配偶者が市町村民税非課税であり、第１・第２段階以外の方。

【第４段階】

上記以外の方。

上総園　ショートステイ利用料内訳（目安）

令和２年４月１日現在

① 基本料金（介護保険適用分）

１日につき	要支援１	要支援２	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
1割の方	¥678	¥818	¥892	¥968	¥1,050	¥1,127	¥1,202
2割の方	¥1,355	¥1,636	¥1,784	¥1,935	¥2,099	¥2,254	¥2,404
3割の方	¥2,032	¥2,453	¥2,676	¥2,902	¥3,149	¥3,381	¥3,606

（上記金額の内容）・・・負担割合証（1割・2割・3割）に基づき、料金を設定

- 併設ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）
- 機能訓練体制加算　・・・１日１２単位（全利用日）
- 個別機能訓練加算　・・・１日５６単位（平日のみ）
- サービス提供体制加算（Ⅰ）イ・・・１日１８単位
- 介護職員処遇改善加算　・・・基本料金の１０００分の８３に相当する額
- 介護職員等特定処遇改善加算　・・・基本料金の１０００分の２７に相当する額
- 夜勤職員配置加算[Ⅳ]（要介護のみ）・・・　１日２０単位

② 居住費（１日あたり）・・・　介護保険負担限度額認定証に基づき、料金を設定

第１段階	第２段階	第３段階	第４段階
¥820	¥820	¥1,310	¥2,006

③ 食 費（１日あたり）・・・　介護保険負担限度額認定証に基づき、料金を設定

第１段階	第２段階	第３段階	第４段階
¥300	¥390	¥650	¥1,392

朝食：412円 昼食：530円 夕食：450円

④ 行事活動費　・・・　１日 １００円

⑤ その他の費用＝利用条件により算定

- 送迎加算　・・・　１回１８４単位
- 緊急短期入所受入れ加算　・・・　１日９０単位
- 介護保険外の送迎（施設や病院等送迎加算算定対象外への送迎）
  ・・・　１回　７５００円　（片道のみ３５００円）

（その他）

- １単位は１０．１７円です。
- おむつ代、洗濯代については、上記料金に含まれています。
- 本目安では、食費を１日分（３食分）として計算していますので、実際の請求金額は本料金表と異なる場合があります。

※ ３１日目及び支給限度額を超えた場合の料金（介護保険適用外・１０割負担分）

日数	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１日につき	¥10,271	¥11,674	¥12,417	¥13,169	¥13,993	¥14,766	¥15,518

要支援１の方は９日目から、要支援２の方は１５日目から、要介護１の方は２２日目から、要介護２の方は２４日目から、居住費及び食費について、全額自己負担（４段階）となります。

また、利用日数が連続３０日を超える場合にも、３１日目の居住費及び食費について、全額自己負担（４段階）となります。（他の介護保険サービス利用状況などにより日数は変わります。）